

添付法令資料 4 :

課税目的のための財務情報アクセスについての技術ガイドラインに関する
2017年5月31日付インドネシア共和国金融大臣規則 No.70/PMK.03/2017 (目次)
同年6月2日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 範囲 (第2条)
- 第3章 国際協定実施の枠組みにおける財務情報アクセス
 - 第1節 総則 (第3条)
 - 第2節 自動的な財務情報を含む報告の提出
 - 第1款 報告金融機関及び非報告金融機関 (第4条及び第5条)
 - 第2款 登録手続及び除外される金融口座の種類 (第6条)
 - 第3款 報告されなければならない金融口座 (第7条及び第8条)
 - 第4款 金融口座の本人確認手続及び記録 (第9条及び第10条)
 - 第5款 サービス提供の利用 (第11条)
 - 第6款 実行担当者を通じた報告の提出 (第12条)
 - 第7款 租税回避防止 (第13条及び第14条)
 - 第3節 要求に基づく情報及び/若しくは証拠又は説明の提供 (第15条)
 - 第4節 公表 (第16条)
- 第4章 課税部門における法令の規定の実施の枠組みにおける財務情報アクセス
 - 第1節 自動的な財務情報の提出 (第17条ないし第24条)
 - 第2節 要求に基づく情報及び/若しくは証拠又は説明の提供 (第25条ないし第29条)
- 第5章 秘密保持 (第30条)
- 第6章 制裁賦課 (第31条ないし第33条)
- 第7章 雑則 (第34条)
- 第8章 経過規定 (第35条)
- 第9章 終則 (第36条)